

議案第 73 号

多可町在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の一部を改正する条例の制定  
について

多可町在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1  
号の規定により、議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例（平成 18 年多可町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表八千代在宅心身障害者（児）小規模通所施設「あすなろの郷」の項を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

多可町在宅心身障害者（児）小規模通所施設条例の新旧対照表

現 行		改 正	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
中在宅心身障害者（児）小規模通所施設「開拓松葉園」	多可町中区奥中970番地8	中在宅心身障害者（児）小規模通所施設「開拓松葉園」	多可町中区奥中970番地8
加美小規模作業所兼ふれあいセンター「みどりの家」	多可町加美区市原40番地1	加美小規模作業所兼ふれあいセンター「みどりの家」	多可町加美区市原40番地1
八千代在宅心身障害者（児）小規模通所施設「あすなろの郷」	多可町八千代区中野間131番地		